

第 19 号 議 案

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>1～9 略</p>	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>1～9 略</p> <p><u>10 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下本項において「法」という。）</u>に基づくものであって、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>法第 3 条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p> <p>(2) <u>法第 9 条第 1 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p> <p><u>11 採石法（昭和25年法律第291号。以下本項において「法」という。）</u>に基づくものであって、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>法第32条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p>

10及び11 略

12 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄及び3の項事務の欄に掲げるもの

13～18 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	

略

教育委員会	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の4の項事務の欄及び5の項事務の欄に掲げるもの
-------	---

略

(2) 法第32条の7第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

12及び13 略

14 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄、3の項事務の欄及び4の項事務の欄に掲げるもの

15～20 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求を行った住民の氏名又は住所の確認

略

教育委員会	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項事務の欄及び6の項事務の欄に掲げるもの
-------	---

略

第2条 長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）

1～11 略

12 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄に掲げるもの

13～18 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	
教育委員会	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項事務の欄及び4の項事務の欄に掲げるもの
略	

1～11 略

12 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄及び3の項事務の欄に掲げるもの

13～18 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	
教育委員会	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の4の項事務の欄及び5の項事務の欄に掲げるもの
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の長崎県住民基本台帳法施行条例別表第1の12の項及び別表第2の教育委員会の項の改正部分は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和8年6月14日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。